

令和 7 年 12 月 25 日立候補予定者説明会 質問に対する回答

(令和 8 年 2 月 15 日執行 宇美町長選挙及び宇美町議会議員一般選挙)

	質問	回答
1	電子メールを用いた候補者から有権者へのメッセージは問題ないようですが、SNSのダイレクトメッセージについてはいかがでしょうか。	問題ありません。
2	事前運動について、Y o u t u b e で「説明会に参加しました」などの発信は問題ないでしょうか。	発信内容にもよりますが、政治活動の内容であれば問題ありません。(選挙運動にあたる内容はできません。)